

神奈川県

令和5年度在宅医療設備整備費補助金

(オンライン診療等環境整備費補助金)

補助金交付申請手続きの手引き

【本手引きについて】

本手引きは、一連の補助金交付申請手続きについて記載しています。本手引きにしたがって、交付申請を行ってください。

なお、本手引きの内容は、変更となる場合があります。更新された手引きは下記県ウェブサイトに掲載します。

【事業実施期間】

交付決定を受けた日～令和6年3月31日

※上記期間内に、購入する物品の納品、オンライン診療システムに係る初期経費を補助対象とする場合はオンライン診療システムの運用開始まで完了できるものが対象となります。

【県ウェブサイト】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/onlinesinryou/r5.html>

※各様式は、上記県ウェブサイトからダウンロード可能です。

令和5年10月25日 初版
神奈川県健康医療局保健医療部医療課

目次

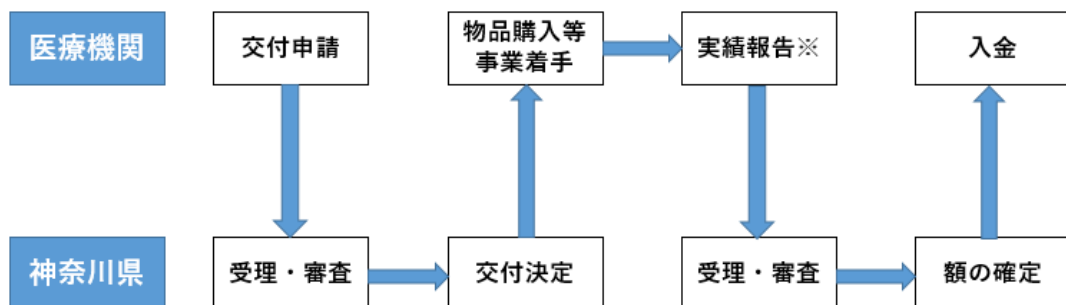
I	補助事業の実施に当たって	3
II	補助事業の流れ	3
III	目的	3
IV	補助対象事業者	3
V	補助対象経費	4
VI	基準額及び補助率	4
VII	補助手続	4
VIII	留意事項	7
IX	参考情報	8
X	問合せ先	8

I 補助事業の実施に当たって

本手引きは、一連の補助金交付申請手続を適切に行っていただくためのポイントや留意点を記したものですので、管理者をはじめ、事務担当者など事業に関わる皆様はご一読いただくようお願いします。

また、補助金交付要綱及び関係する規則等を十分ご確認ください。

II 補助事業の流れ



※ 実績報告後に仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合は、仕入控除税額報告書（様式6）により県に報告していただきます。

III 目的

本補助金は、オンライン診療及びオンライン受診勧奨（以下「オンライン診療等」という。）の環境整備を支援するものです。

IV 補助対象事業者

次のすべての要件に該当する病院又は診療所（歯科診療所は除く。以下「医療機関」という。）

- ① 県内に所在する医療機関であること
- ② 在宅医療を提供している医療機関又は今後在宅医療の提供を検討している医療機関であること
- ③ 今後オンライン診療等を開始しようとする医療機関（すでにオンライン診療等を実施している医療機関は除く。）であること
- ④ 自由診療のみに特化している医療機関でないこと

V 補助対象経費

オンライン診療等のための専用の情報通信機器（パソコン、タブレット（※1）、ウェブカメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等）、オンライン診療システム（※2）導入に係る初期経費（※3）

- ※1 スマートフォンは除きます。
- ※2 オンライン診療の診療予約から決済まで一括して対応できる専用システム。様々な事業者がサービスを提供しています。
- ※3 リース料・保守費用・通信費、オンライン診療システムの月額利用料・決済手数料等の経常的な経費は補助対象外です。また、交付決定前に購入した情報通信機器等の経費は補助対象外です。

VI 基準額及び補助率

- (1) 補助基準額 1 医療機関あたり 400 千円
- (2) 補助率 3 / 4

※ 補助金額は、対象経費の支出予定額と補助基準額（1 医療機関あたり 400 千円）を比較して少ない方の額に補助率を乗じて計算します。

VII 補助手続

- (1) 提出書類
 - ア 交付申請書（神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱様式1）
 - イ 役員等氏名一覧表（様式1付表）
 - ウ 所要額調書（別紙1）
 - エ 事業計画書（別紙2）
 - オ 所要額明細書（別紙3）
 - カ 歳入歳出予算書抄本（別紙4）
 - キ 所要額の根拠が確認できる書類（カタログ、見積書の写し等）
 - ク その他参考となる書類

※必要書類の様式は、下記の県ウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/onlinesinryou/r5.html>

(2) 提出方法

(1)の提出書類を、以下の提出先まで郵送してください。
※必ず書留等の配達記録が残る郵便により発送してください。

【提出先】

〒231-8588

横浜市中区日本大通 1

神奈川県 健康医療局 医療課 地域包括ケアグループ

※封筒の表面に「在宅医療設備整備費補助金交付申請書在中」と朱書きし
てください

(3) 提出期限

令和6年1月31日（水）【当日消印有効】

※予算には上限がありますので、申請状況によっては、期限前に募集終了となる場合があります。その場合は、県ウェブサイトにてお知らせします。

(4) 審査

提出された事業計画書等について、神奈川県において審査します。
なお、先着順で受付・審査を行います。

(5) 交付決定

交付申請書等の内容に基づき、順次補助金の交付決定を行います。
交付決定後、機器類の購入やオンライン診療システムの利用開始手続を始めてください。補助金の支払いは、事業完了後となります。

(6) 実績報告

補助事業の完了後、必要な書類を添えて実績報告書を提出してください。
※提出期限は、事業完了の日から起算して1月を経過した日又は令和6年4月5日（金）のいずれか早い日です。

ただし、令和6年3月1日の時点で実績報告書の提出がない場合は、実施状況の報告を求める場合がありますので、ご承知おきください。

※添付書類は以下のとおりです。

- ア 実績報告書（神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱様式5）
- イ 経費精算額調書（別紙5）
- ウ 事業実績報告書（別紙6）
- エ 事業実績額明細書（別紙7）
- オ 歳入歳出決算（見込み）書抄本（別紙8）
- カ 専用の情報通信機器、オンライン診療システム導入に係る経費等購入に係る領収書の写し等
- キ 口座振込依頼書及び金融機関口座の通帳の写し
- ク その他参考となる書類

※提出先は、交付申請書類提出時と同様です。

(7) 補助金の支払

提出された実績報告について、審査し、事業の成果が交付決定時の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、口座振込依頼書に記載の金融機関に振り込みを行います。

(8) 変更申請

補助事業に要する経費を変更しようとするとき又は補助事業の内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（様式2）を、補助事業を中止又は廃止しようとするときは事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式3）を提出し、知事の承認を受ける必要があります。

※変更申請は、令和6年1月31日（水）までに事前にご連絡の上、該当する書類をご提出ください。

VIII 留意事項

(1) 補助事業者の公表

補助事業完了後、補助を行った事業者を県ホームページ上に公表する場合があります。

(2) 実施状況等に関する調査

県がオンライン診療等の実施状況等に関する調査を行う場合には、調査への協力をお願いします。

(3) 要綱等の遵守

事業の実施の際は、神奈川県補助金の交付に関する規則及び補助金交付要綱の規定を遵守してください。

(4) 実績報告について

実績報告書には、領収書の写しなど支払いを証明する書類を添付していただきます。書類の確認ができない場合は、補助対象とできない場合がありますのでご注意ください。

(5) 事業実施後の義務について

- ・ 当該事業は県の補助金による支援となりますので、善良な管理者の注意をもって事業を実施してください。
- ・ 実績報告書提出後に、確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合は、仕入控除税額報告書（様式6）により県に報告していただく必要があります。
- ・ 当該補助事業に係る収支を明らかにした帳簿等の証拠書類については、事業完了した年度の翌年度から5年間保存していただく必要があります。

IX 参考情報

(1) 施設基準の届出について

情報通信機器を用いた診療の施設基準に係る届出をすることにより、初診料（情報通信機器を用いた場合）等を算定することができるようになります。

施設基準に係る様式、届出先、締切日については、県ウェブサイトにてリンクを掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/onlinesinryou/r5.html>

(2) オンライン診療システムについて

令和4年11月17日に神奈川県医療危機対策本部室が開催した「オンライン診療システム事業者による合同説明会」で、計7事業者が各社サービスを説明する動画が現在もYouTubeで視聴可能です。



X 問合せ先

【問合せ先】

神奈川県 健康医療局 医療課 地域包括ケアグループ

電子メールアドレス ouhuku-iryoku@pref.kanagawa.lg.jp